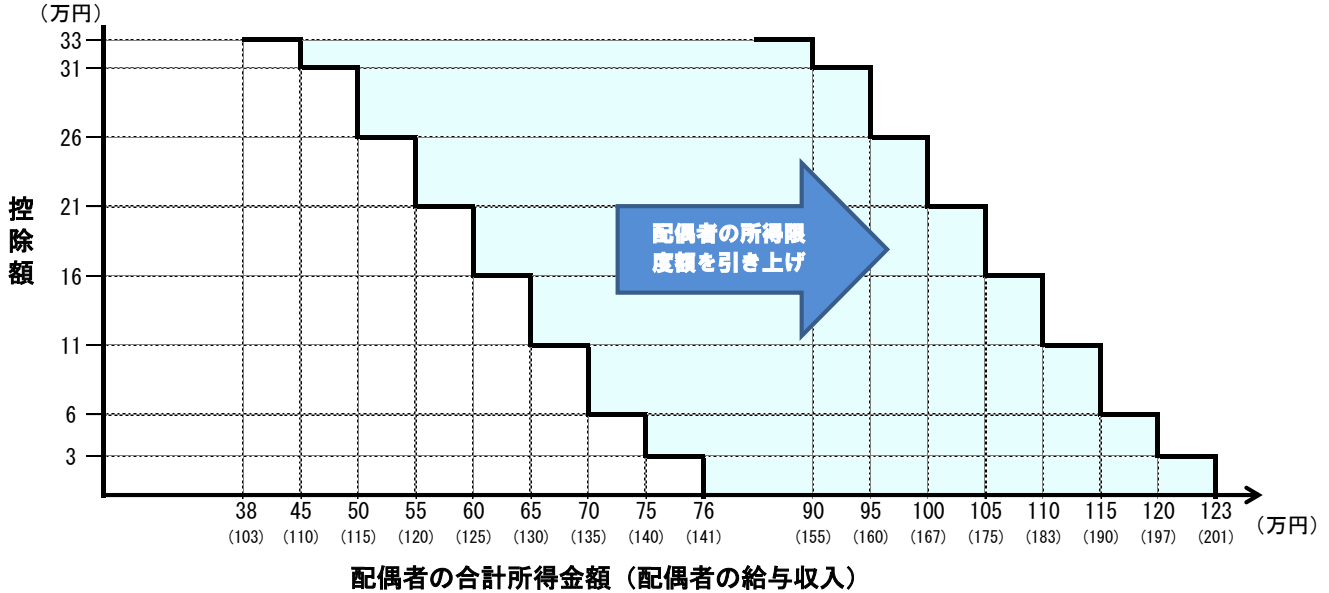


# 配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しについて

## 1、配偶者特別控除に係る配偶者の合計所得金額の限度額が引き上げられました。

働きたい方が就業調整を意識しなくてすむように、配偶者特別控除を適用できる配偶者の所得限度額が引き上げられました。

(例) 納税者本人の合計所得金額が、900万円以下（給与収入1,120万円以下）の場合



## 2、納税者本人（扶養する方）に所得制限が設けられました。

配偶者控除、配偶者特別控除を受ける納税者本人（扶養する方）に所得制限が設けられ、合計所得金額が900万円を超えると控除額が逡減・消滅することとなりました。

### 配偶者控除の控除額

《改正前》

配偶者の合計所得金額	納税者本人の所得制限なし
38万円以下	
一般の配偶者	33万円
70歳以上の配偶者	38万円

《改正後》

配偶者の合計所得金額	納税者本人の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
38万円以下			
一般の配偶者	33万円	22万円	11万円
70歳以上の配偶者	38万円	26万円	13万円

### 配偶者特別控除の控除額

《改正前》

配偶者の合計所得金額	納税者本人の合計所得金額 1,000万円以下
38万円超 45万円未満	33万円
45万円以上 50万円未満	31万円
50万円以上 55万円未満	26万円
55万円以上 60万円未満	21万円
60万円以上 65万円未満	16万円
65万円以上 70万円未満	11万円
70万円以上 75万円未満	6万円
75万円以上 76万円未満	3万円
76万円以上	0円

《改正後》

配偶者の合計所得金額	納税者本人の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
38万円超 90万円以下	33万円	22万円	11万円
90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円
95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円
100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円
105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円
110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円
115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円
120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円
123万円超	0円	0円	0円

※合計所得金額が1,000万円を超える方は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。